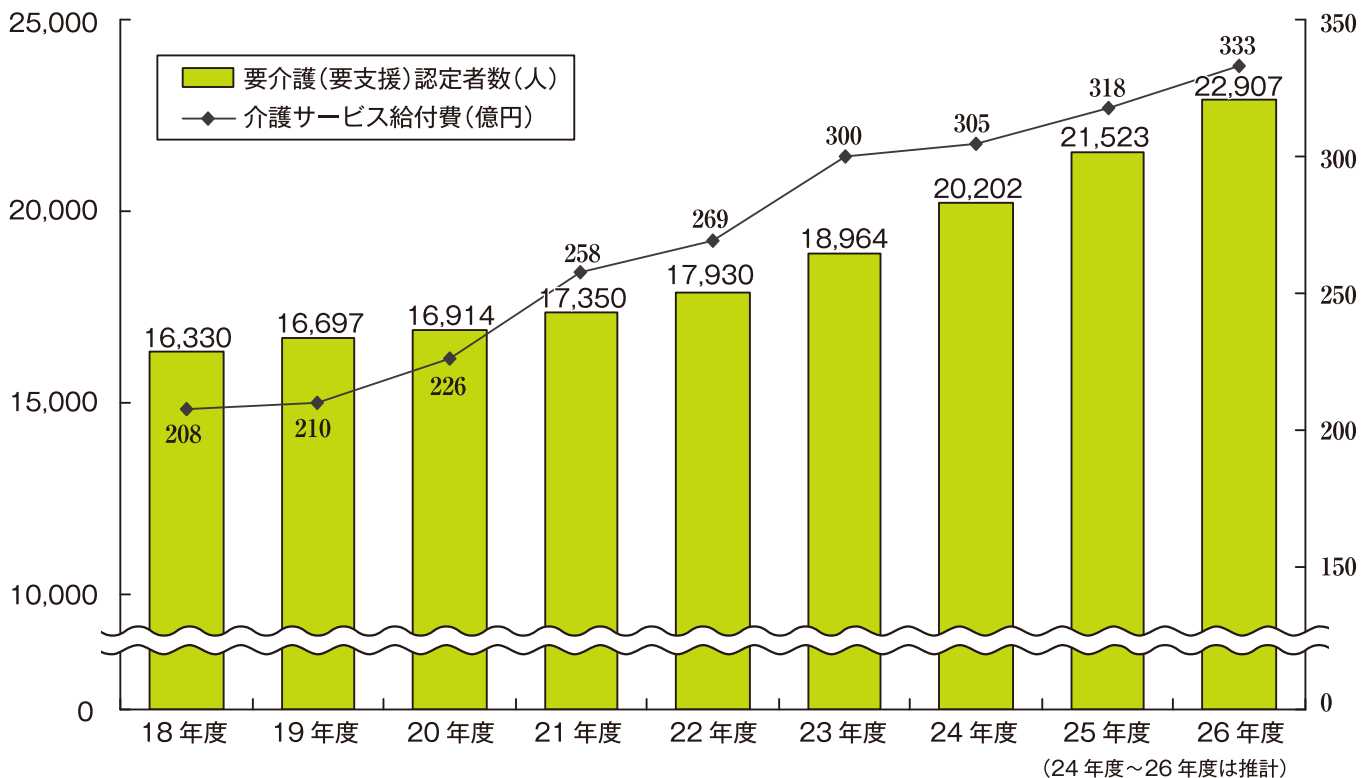


要介護(要支援)認定者数の推移と介護サービス給付費の推移

グラフ 2



【第5期事業計画期間における取組事項】

1 地域包括ケアシステムの構築【重点事項】

- (1) おとしより保健福祉センターの役割(次ページ図参照)
- (2) 地域包括支援センター(おとしより相談センター)の拡充《重点事業》
- (3) 介護予防の推進
- (4) 医療との連携
- (5) 生活支援サービス
- (6) 住宅政策と連携した高齢者向け住宅の整備促進

2 認知症高齢者支援の充実【重点事項】

- (1) 板橋区認知症高齢者支援体制の構築
- (2) 認知症に関する知識の普及啓発
- (3) 認知症予防事業
- (4) 早期発見・早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療の体制構築
- (5) 認知症高齢者と家族を支える地域の仕組づくり
- (6) 若年性認知症支援

3 介護サービス基盤の適切な整備

- (1) 地域密着型サービスの整備《重点事業》
- (2) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)《重点事業》

4 権利擁護の充実

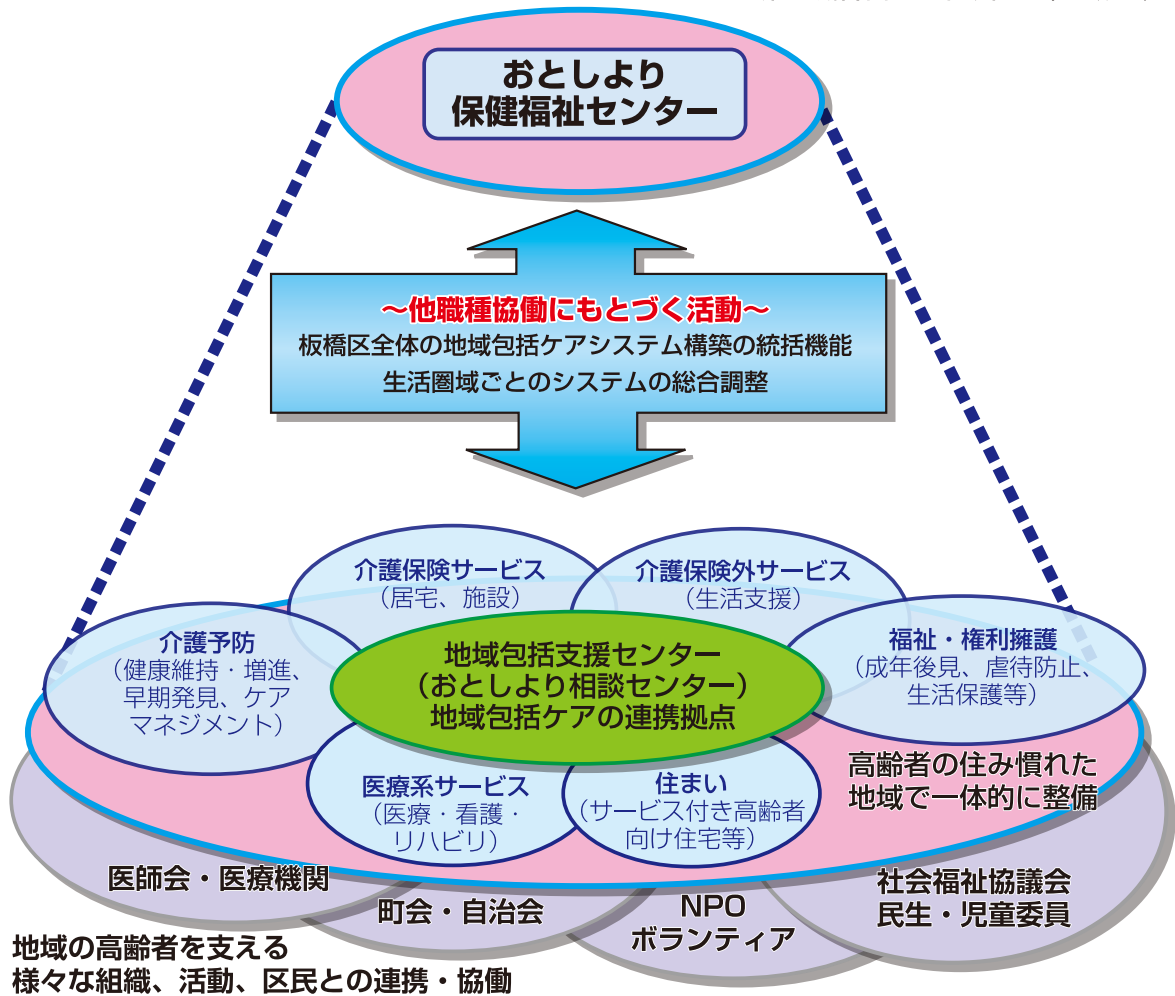
- (1) 成年後見制度の普及、利用の促進
- (2) 虐待防止に向けた取組の推進

5 介護保険事業の適正な運営及び普及啓発

第5期計画の重点事項 ～ 地域包括ケアシステムの構築 ～

おとしより保健福祉センターの役割

いたばし地域包括ケアシステムの構築
～ 第5期計画から取り組む「地域のすがた」～



おとしより保健福祉センターは、平成3年の設置以来一貫して地域ケアの推進拠点として活動してきました。都市部における高齢者の総合的な対策を行うことが難しい中、これを担う組織として全国的に注目されてきました。平成18年度から設置された地域包括支援センター(おとしより相談センター)も統括しています。今後、板橋区が目指す新たな地域包括ケアシステムの構築は、おとしより保健福祉センターが中心となって担っていきます。

地域包括支援センター (おとしより相談センター)の拡充

今後の高齢者人口の増加とともに、地域包括支援センター(おとしより相談センター)が対象にする高齢者も増加します。そのため、日常生活圏域(地域包括支援センターの担当区域)の見直しも含め、平成27年(2015年)を目途に、地域包括ケアシステムの実現に向け、中心となる地域包括支援センター(おとしより相談センター)の拡充について検討し、順次実施していきます。



★は地域包括支援センター (おとしより相談センター)の所在地(16か所)

第5期事業計画期間における介護保険料

第5期介護保険料基準額 月額 4,450円

第5期(平成24~26年度)の所得段階別保険料

段階	対象者	料率	年間保険料
1	●生活保護を受給の方 ●老齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方	0.5	26,700円
2	●世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額 +課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.56	29,900円
特例 3	●世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方で、 本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円を超え 120万円以下の方	0.7	37,400円
3	●世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階、第2段階及び特例第3段階に 該当しない方	0.75	40,100円
特例 4	●本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、 本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.9	48,100円
4	●本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、 特例第4段階に該当しない方	1.0	53,400円
5	●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	64,100円
6	●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上 200万円未満の方	1.25	66,800円
7	●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上 400万円未満の方	1.5	80,100円
8	●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上 700万円未満の方	1.8	96,100円
9	●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上 1000万円未満の方	2.1	112,100円
10	●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1000万円以上の方	2.5	133,500円

発行：板橋区健康生きがい部介護保険課事業計画係
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
電話(03)3579-2358 FAX(03)3579-3402
Eメール:ki-jigyo@city.itabashi.tokyo.jp